

改正国土強靱化基本法における 国土強靱化推進会議に係る規定

(所掌事務)

第十六条 (略)

- 2 本部は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土強靱化推進会議、都道府県、市町村及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の変更の案の作成について準用する。

(国土強靱化推進会議)

第二十二条の二 本部に、第十六条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、国土強靱化推進会議(次条において「推進会議」という。)を置く。

第二十二条の三 推進会議は、議長及び委員二十人以内で組織する。

- 2 推進会議の議長及び委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 推進会議の議長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進会議の議長及び委員は、再任されることができる。
- 5 推進会議の議長及び委員は、非常勤とする。